

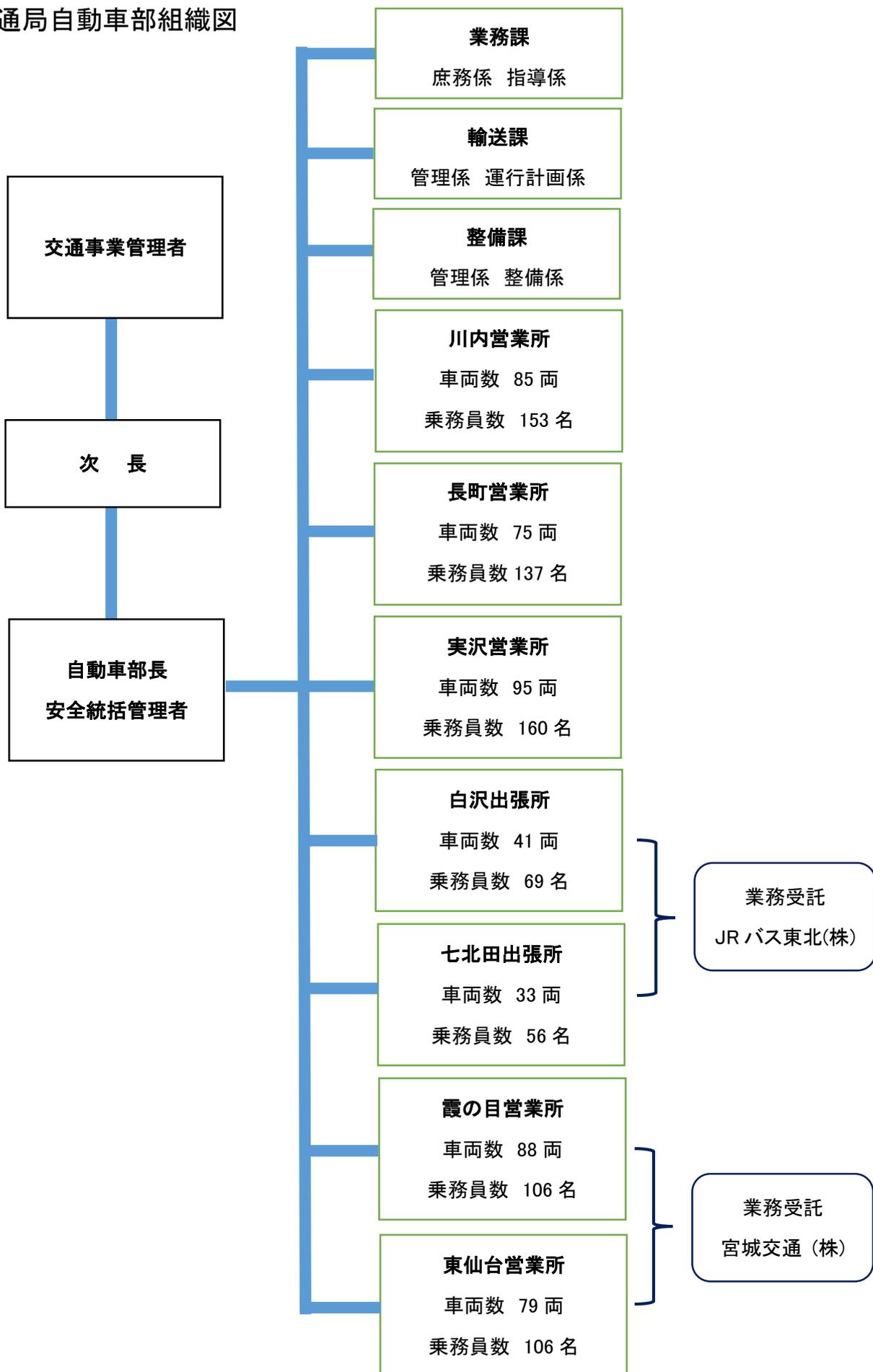
平成28年度 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～



平成29年7月
仙台市交通局

仙台市交通局自動車部組織図



※車両数, 乗務員数は平成 28 年 4 月 1 日時点

は じ め に

「全ての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。」ことを義務付けた「運輸安全一括法(平成18年法律第19号)」が、平成18年10月に施行されました。

これを受け、仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程(以下「安全管理規程」という。)」を制定し、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則(平成22年国土交通省令第30号)」に基づき、平成28年度に自動車事業として実施した輸送の安全に関する目標及び計画等の達成状況、事故等に係る情報等を公表するものです。

目 次

I	平成28年度輸送の安全に関する目標と結果	1
II	平成28年度輸送の安全に関する重点取組項目	2～4
III	平成28年度輸送の安全に関する計画の実施結果	4～17
IV	自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する 統計の報告	18

I 平成28年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

1. 有責事故抑止目標と有責事故件数

	有責事故抑止目標件数	有責事故件数
平成28年度	71件	91件

2. 有責事故種別件数

		平成27年度	平成28年度	増減
物損事故		46件	69件	150.0%
	衝突	40件	47件	117.5%
	物件衝突	6件	22件	366.7%
人身事故		36件	22件	61.1%
	車内人身	25件(※13件)	12件(※8件)	48.0%
	衝突人身事故	8件	8件	100.0%
	歩行者・二輪車事故他	3件	2件	66.7%
合計		82件	91件	111.0%

※車内人身事故のうち、停車中の事故件数

3. 10万kmあたりの有責事故件数

	平成27年度	平成28年度
総走行距離	18,217,405 km	17,383,471 km
件数	0.45件	0.52件

4. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	路上故障抑止目標件数	路上故障件数
平成28年度	33件	47件

Ⅱ 平成28年度輸送の安全に関する重点取組項目

(安全管理規程第7条関係)

1. スローガン

私たちは、お客様に安全と安心・快適を提供するため、すべての業務における基本を再認識し、これを実行します

2. 市バスのモットー

より安全に、より親切に

3. 職員のモットー三則

- ・お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

4. 輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します

1. 安全最優先の原則
全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します
2. 関係法令等の遵守
法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します
3. 接客・接遇の基本
お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます
4. 状況の認識（ヒヤリハット情報に係る取組み）
リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます
5. 確認の励行
業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します
6. 事故及び災害時の対応
迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します
7. 不断の努力
常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取り組めます

5. 重点取組項目

(1) 走行中の事故の抑止

- ①発進時は、左右の安全確認はもとより、一呼吸おいて前方を確認してから発車します
- ②先急ぎをせず、法定速度を厳守し、走行速度に応じた車間距離を確保します
- ③交差点の手前ではブレーキに足を置き、黄色信号は交差点に進入しません
- ④左右折時は徐行又は一旦停止し、歩行者や自転車、他車の動向を十分確認します
- ⑤夜間は、適宜、ハイビームを使用し、視野の確保に努めます
- ⑥指差確認を行い、確実な安全確認に努めます

(2) ドア挟み事故の防止

- ①お客様が乗降中は、ドア操作レバーから手を離します
- ②目視や各ミラーで、完全にお客様が前ドア付近から離れたことを確認します
- ③各ミラー(車内ミラー、左バックミラー)で中ドアの周辺を確認します
- ④「ドアが開きます」「ドアが閉まります」のアナウンスを実施します

(3) 着座前発進事故の防止

- ①日常点検時、車内全体が確認できる位置に車内ミラーを調整します
- ②車内ミラーや目視でお客様(特に高齢者・子ども)が完全に着座したことや、つり革や握り棒に掴まったことを確認します
- ③発車の際は、車内の安全を3秒確認します
- ④停車中は、必ずサイドブレーキを活用します
- ⑤発進前には必ず「動きます」「発車します」のアナウンスを実施します

(4) 接客案内用語の実践

- ①“ゆっくりとはっきりと丁寧に” お客様に伝わるよう心を込めて、接客案内用語を実践します
- ②お客様の立場に立った親切・丁寧な対応を実践します

(5) エコドライブの実践

- ①30秒以上の停車時(状況により判断)は、アイドリングを停止します
- ②急発進、急加速等、急のつく運転操作はしません
- ③アクセル操作は静かに行い、スムーズなシフトアップで定速走行します
- ④エンジnbrakeキを活用し、滑らかに停止します

(6) 現場からの報告・連絡体制の強化

- ①運行中トラブルが発生した場合(身体に異常が有った場合を含む。)は、お客様の安全を最優先に、安全な場所に車両を停車させます
- ②現場から、必ず運行管理者に無線等で報告し、その指示に従います

【輸送の安全に関する基本理念】～ 仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程から抜粋 ～

私たちは、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めなければならない。とりわけ、悲惨な事故により、お客様の貴重な生命が一瞬にして失われることを忘れてはならず、未然に事故を防止することが私たちに課された責務である。交通事業管理者及び職員は、輸送の安全の確保、法令の遵守、厳正な職務遂行を基本理念とし、市民の足として信頼されるよう、輸送の安全対策に全力を挙げて取り組まなければならない。

ここに、その不断の取組により、組織全体として安全文化の風土をつくり、輸送の安全の確保を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

Ⅲ 平成28年度輸送の安全に関する計画の実施結果 (安全管理規程第7条関係)

【実施期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日】

1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

(1) 運行管理業務点検・指導

①業務課職員が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

・実施月：4月・9月・12月

②各営業所長・主幹が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

・実施日：毎月1回 営業所ごと(川内・長町・実沢営業所)

(2) 安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、輸送等に関する安全総点検を実施しました。

・実施日：12月10日～1月10日



◆安全統括管理者の訓示

(3) 交通事業管理者等による営業所の巡視

年度始めや年末年始などに、交通事業管理者や安全統括管理者等(自動車部長・自動車部管理職)が関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

・実施日：4月4日、4月19日、10月25・26・27日、12月20日、12月26日、1月5日 8回実施

(4) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い安全意識の高揚を図りました。

①交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

- ・実施日：5月24日 長町営業所
- ・実施日：10月18日 川内営業所
- ・実施日：11月11日 実沢営業所

②安全統括管理者・自動車部各課長との意見交換会

- ・実施日：5月18日 実沢営業所
- ・実施日：5月31日 川内営業所
- ・実施日：9月9日 長町営業所

③安全統括管理者との意見交換会

- ・実施日：9月8日 川内営業所(るーぷるバス乗務員)

④営業所長・主幹との意見交換会

- ・実施日：毎月1回 営業所ごと(川内・長町・実沢営業所)



◆川内営業所での意見交換会

(5) 乗務員のPDCAの実施

乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画(項目:安全確保と接客向上に関するもの)を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施しました。

- ・実施期間:上期4~9月, 下期10~3月

(6) 輸送の安全に関するアンケート調査の実施

職員の輸送の安全に関する理解度や浸透率を把握し、改善や見直しを図り、その後の計画に反映する目的等で、輸送の安全に関するアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査は、隔年度で実施しています。

営業所	対象者	回答者数	回答率
委託先を含めた	管理要員 122名	管理要員 113名	管理要員 96.2%
全営業所を対象	乗務員 823名	乗務員 738名	乗務員 89.7%

- ・実施期間:6月16日~7月4日

(7) 現場指導

①添乗指導

業務課職員及び営業所の管理要員(所長・主幹等)が、事故惹起者、苦情惹起者、採用後1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し、自動車運転者添乗指導要領に基づき、添乗指導を実施しました。

- ・添乗指導件数:557件

②街頭指導

業務課職員及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップの実施状況を確認し必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

- ・マナーアップ強化日：毎月1日・15日
- ・接客サービス強化日：毎月10日・20日

(8)コンプライアンスの推進

法令等の遵守をはじめ、公務員としての行動の根本とすべきルールや心構えとして、「行動の根本原則」に基づき「四つの実践行動」を心掛けるよう、出勤点呼時や朝礼等で唱和を行うとともに、研修会や個人面談等で徹底を図りました。

■職員の行動の根本原則

その判断が最善であると市民に説明できますか？

■四つの実践行動

- 一. 私は、市民の目線を大切に、仕事をします。
- 二. 私は、法令等を遵守し、公務内外にわたり、高い倫理観を持って行動します。
- 三. 私は、正確性を期し、積極果敢に仕事をします。
- 四. 私は、チーム力を高め、より良い仕事をします。

2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。経営トップである交通事業管理者及び安全統括管理者に対してはインタビューを実施。輸送課及び直営3営業所については帳票等の監査を併せて行いました。また、今年度は国交省の認定を受けた安全マネジメントサービスの機関である独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の専門官にアドバイザーとして、監査及び事前会議に参加していただきました。

①被監査部署及び実施日

長町営業所	5月17日
川内営業所	6月3日
実沢営業所	7月12日
輸送課	9月6日
交通事業管理者	10月25日
安全統括管理者	7月7日



◆実沢営業所における内部監査

②監査対象期間

平成27年10月1日～平成28年3月31日

③内部監査総括

各営業所に対し、関係法令及び安全管理文書等に照らし監査を実施した結果、業務全般についての適合性は確認できたが、改善を要するものがあり、これらについて、改めて実態の確認と原因を確認し、関係書類の作成及び書類整理の徹底、その他必要な措置を行うことを要求した。

被監査部署	総括
長町営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・乗務員台帳関係の記載を適切に行うこと。・帳票類等の様式の統一やファイリングを適切に行うこと。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none">・点呼関係で、指示注意事項が午前と午後で分けられて周知している。・個人健康管理指導記録簿のファイリングが職員・嘱託・退職者等にしっかりと整理されている。・健康管理面で、γGTPの基準値超えの個人面談のファイリングがある。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成28年7月8日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none">・今後とも輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。
川内営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・業務日誌や運行管理日報の一部に記載漏れがある。また、帳票類の管理体制を適切に行うこと。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none">・特別点呼対象者が勤務割表に反映されている。・ミニ研修会の実施や、早朝時に出庫前の乗務員とコミュニケーションを図り、乗務員の意見等を吸い上げフィードバックしている。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成28年7月13日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none">・安全性を段階的に向上させるためには、安全管理体制の継続的な改善が不可欠であることから、個々の取組み状況を適時・適切に検証し、更なる輸送の安全性の向上に努められるよう願います。併せて、これからも積極的に乗務員とのコミュニケーションを取り、危険個所の把握や事故防止に取組まれることを期待します。

被監査部署	総 括
実況営業所	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌や運行管理日報等に一部記載漏れがあった。また文書管理体制に不適切な所が見られるので改善を要する。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長以下内勤全員が安全意識の向上を図り、各乗務員に対し安全の意識付けを図っている。 ・市バス運転状況連絡表に基づく指導がなされ、その記録等がしっかりまとまっている。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成28年8月19日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全性を図るため安全重点施策の取組を継続的に実施し、安全に関する各種取組状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。併せて、風通しの良い職場環境づくりに努め、引き続き乗務員とのコミュニケーションを積極的に行い、安全意識の構築が図られることを期待します。
輸送課	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理文書について、ファイリングを改善すること。 <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象時等の連絡体制としてEメールで課内のグループ毎に配信されている。 ・貸切運行引受書等の保管は、受け付け順チェックリストを作成し、運行日等を記載し運行漏れを防止している。 ・事故や異常気象、苦情処理等の情報については、課内全員に周知し共有されている。 <p>【フォローアップ監査実施日】：平成28年12月12日</p> <p>【フォローアップ監査結果】：改善事項（意見）について、措置内容が確認できた。</p> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課長が輸送の安全について高い意識を持っていることが確認できた。今後も安全マネジメントの目標、目指すところは安全運行・安全の確保であることを意識し、仙台市交通局全体の一部として安全管理体制の維持・向上に努めていただきたい。

④内部監査委員会

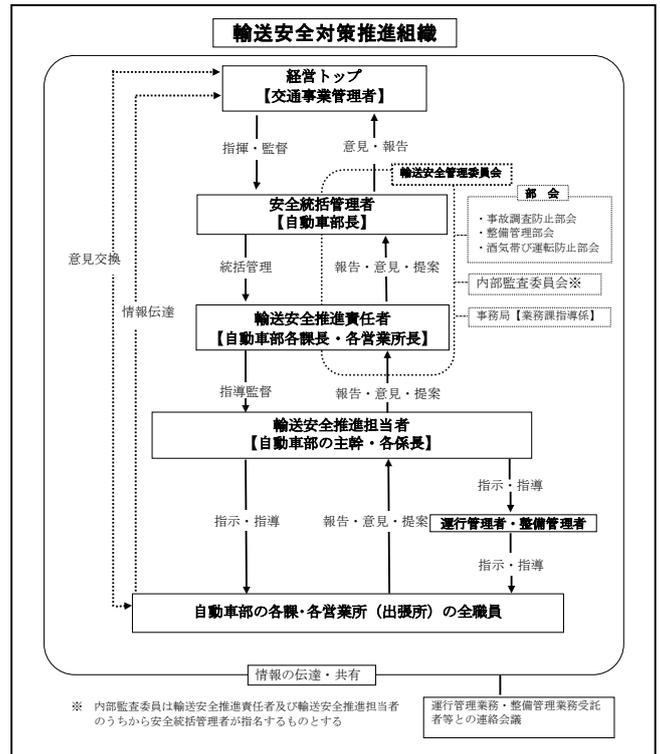
安全管理規程第20条に基づき、内部監査を実施するため、内部監査員会を5回開催しました。

・実施日：5月10日・6月28日・8月18日・10月11日・2月8日

3. 輸送の安全に関する情報の連絡体制の確立

(1) 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

- ①安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を毎月1回開催しました。
- ②安全管理規程第13条に基づき、事故調査防止部会を1回、酒気帯び運転防止部会を5回開催し、事案について調査、研究等を行いました。
- ③安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。



輸送安全対策推進組織図

(2) ヒヤリハット体験の活用

- ①業務改善提案制度でヒヤリハット報告書の提出方法に関する改善策について提案があり、業務改善プロジェクトチームで、提出方法の改善やドライブレコーダーの映像の活用方法を検討しました。その結果、乗務記録の下欄部にヒヤリハット情報の記載欄を設けることで報告件数が増加しました。また、周知用の「危険体験ヒヤリハット事例」(A4版)についても、ドライブレコーダーの映像を活かすように改善しました。

・報告件数: 100件(前年度85件)

- ②より多くのヒヤリハット体験事例を収集する目的で、年4回『ヒヤリハット体験事例報告強化月間』を設定しました。

・実施月: 6月・9月・12月・3月

危険体験「ヒヤリハット」事例 No91

平成28年度業務改善プロジェクト第91号
あなたのヒヤリハット体験を運転手さんに伝えます！

タイトル	建物の隣から自転車車... (川内営業所)	
発生日時	平成28年2月28日(火)	■午前□午後 9時00分頃
区 域	■東 区	□西 区 □南 区 □北 区 □東 区 □西 区
道路状況	■乾燥	□濡れ □雪 □シャーベット □凍結 □湿雪
道 路	■見通しの悪い道路	□見通しの良い道路
運送種別	□乗客運送	□郵便物運送 □貨物運送 □その他
運送形態	□乗客運送	□郵便物運送 □貨物運送 □その他
運送状況	□通常	□異常
先行状況	□通常	□異常
先行方向	■直進	□左折 □右折 □後進 □横断
車内の状態	■空いていた	□乗客が乗っている状態 □乗客がいない状態
概 要	建物の隣から自転車通行人が出てきた。	
事象分析	建物は片側だけ歩道が設置されている路端で、左側はアバウトが敷地一杯に占めており見通しが悪くなっています。対向車線が狭かったため、対向車線に逸れて乗客を乗けることが出来ましたが、発見が遅れていれば事故になった可能性の高い事象でした。	
コメント	これからも『かもしれない運転』で事故を防止してください。	
映像内容	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 1;"> </div> </div>	

(3) 災害・事故・事件等対応訓練の実施

災害や事故等が発生した時に、迅速かつ的確に対応できるよう、各種マニュアルに基づき訓練を実施するとともに、その内容を検証・評価し、改善策を次回の訓練に反映させる取組みを実施しました。

- ①バスジャックが発生した想定で、全営業所・出張所を対象に情報収集伝達訓練を実施しました。

・実施日：12月8日 10:00～10:40 川内営業所，長町営業所，実沢営業所

13:00～13:40 東仙台営業所，霞の目営業所，白沢出張所，七北田出張所

②秋・春の全国火災予防週間(実施期間：11月9日～15日・3月1日～7日)にあわせ，庁舎内やバス車内からの火災避難訓練や非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。

(4) 受託事業者との連絡会議等の開催

- ①交通局と受託事業者の安全統括管理者等が，輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等について，意見交換を行うため，安全輸送連絡会を4月27日に開催しました。
- ②輸送の安全に関する情報等を交換し，連携して輸送の安全の向上を図るため，交通局とJRバス東北(株)，宮城交通(株)との合同連絡会議を毎月開催しました。
- ③車両の点検及び整備の管理に関する情報を交換し，連携して輸送の安全の向上を図るため，交通局と仙台交通(株)，宮城交通(株)との連絡会議を毎月開催しました。
- ④受託事業者の業務履行状況(4月～1月)について2月に調査を行いました。
- ⑤受託事業所における，運転者に対する適切な指導・監督の実施状況を確認するため，毎月1回点検を行いました。(1月から実施)

4. 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

(1) 集合研修

①事故削減プロジェクト研修 [年12回開催 140名受講]

安全・確実・快適な輸送を提供し，お客様に信頼される公営交通を持続するため，乗務員に求められる知識及び安全運行に欠かせない運転行動等のスキル向上を目的に，次の内容で実施しました。

- リスク実態に合わせた事故予防の安全習慣の意識付け
- 接遇の向上と事故防止 ➢健康管理の重要性
- 3秒ルール，サイドブレーキの活用
- 高齢者疑似体験(加齢に伴う身体の変化が与える日常生活の不自由さを体感する)
- 障害者差別解消法の理解と，車椅子利用者への対応方法
- ドライブレコーダー映像(事故・ヒヤリハット)を利用したKYTトレーニング
- グループ討議によるリスク低減の方策の習得 ➢車両の特性等



◆外部講師による講義

②新規採用乗務員研修

バス運転手教習生として13名の臨時職員を採用し大型2種免許を取得させるとともに，大型2種免許所持者16名を採用し，法令に基づく適性診断や道交法等の座学教習及び路上での運転教習やお客様を乗せての見習い運転等2ヶ月間の研修を実施しました。

③接客サービス向上(CS)研修 [年12回開催 138名受講]

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の習得及び対応等のスキル向上を目的に、次のとおり実施しました。

- 外部講師による、接客対応のロールプレイング研修
- 委託事業者のバスに乗車し、運転操作や車内案内を確認し、その後グループ討議を実施し発表
- ドライブレコーダーの映像(優良事例)の視聴



◆外部講師による講義

④副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的に、11月と2月に実施しました。11月は、リスク管理を研究している民間保険会社の講師から、「健康に起因する事故の防止」と題して講義を受けました。2月は、本局事故担当者から、事故の一次処理やドライブレコーダーの映像を利用した事故分析・指導等についての再確認と、安全統括管理者(自動車部長)との意見交換を行いました。

- ・実施日及び受講人数: 11月7・8日 30名
- : 2月20・21・24日 32名

⑤整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数: 3月29日 3名

⑥整備管理者の補助者研修

各営業所において、整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

- ・実施回数及び受講人数: 各事業所で延べ13回開催 68名

⑦安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査委員の力量の向上を目的として、内部監査に関する専門的機関から講師を招き、必要な知識・技術を習得させる研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数: 5月11日 12名

⑧安全マネジメント新任内部監査委員研修

新任内部監査委員を対象に、内部監査を実施するうえで、必要な知識・技術を習得させる目的で研修と小テストを実施しました。

- ・実施日及び受講人数: 4月22日 6名

(2) 現場研修

①主任乗務員研修

乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、交通局の現状と課題の検証、他の乗務員への伝達方法等について習得し、更なる運輸安全マネジメントの向上を図る目的で実施しました。

- ・主任乗務員49名受講 年2回実施

②スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識のほか、バスの運行やお客様の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的に実施しました。また、交差点での重大な人身事故が発生したことを踏まえ、交差点における右左折時の注意義務等の特別研修を実施しました。

- ・年2回実施 延べ886名受講
- ・特別研修 449名受講

③安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間中、所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で実施しました。

- ・実施月及び参加者:5月 89名受講 10月 73名受講



◆安全運転者研修会(長町営業所)

④職場研修(自主研修)

交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転防止を図る目的で実施しました。

- ・実施日:毎月1回

⑤特別研修

ア 有責事故を惹起した乗務員

6. 輸送の安全に関するその他の取組み(3)事故原因分析及び教育・指導の実施(P14)をご参照ください。

イ 高齢運転者(65才以上)

適齢診断の結果を踏まえた加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について、運転者自らが考えるよう指導を行いました。

- ・指導件数:17件

(3)個別研修

①事故惹起者研修(有責事故)

事故の再発防止を図るために、事故惹起者の教育・指導を実施しました。

- ・実施回数:4回(4名受講)

②酒気帯び出勤惹起者研修

運輸安全マネジメントを十分理解させ、本来の運転業務に必要な資質を自覚させる目的で実施しました。

- ・実施回数:4回(4名受講)

(4) 派遣研修

①交通安全研修所派遣

営業所の管理監督者を対象に、エコドライブや運行管理業務の高度な知識を習得させ運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能及び知識を習得させるため(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

- ・派遣職員:2名
- ・場 所:滋賀県(株)クレフィール湖東交通安全研修所
- ・実施日:7月16日・17日・18日

②運輸安全マネジメント研修

東北運輸局主催の内部監査セミナーに業務課職員3名が参加しました。

- ・場所:宮城県第4合同庁舎
- ・実施日:10月4日

③他都市派遣研修

輸送の安全及び接客サービスに関する意識向上を目的に、他都市の取組み状況を視察しました。

- ・派遣職員:5名
- ・場 所:西武バス(株)練馬営業所, 関東バス(株)青梅街道営業所, (株)フジエクスプレス東京営業所
- ・実施日:9月8日・9日

5. 輸送の安全に関するその他の取組み

(1) 事故抑止運動

①営業所ごとに有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組ましました。

- ・実施期間:通年

②年間有責事故抑止目標を達成した営業所を表彰しました。

- ・平成27年度目標達成:長町営業所・実沢営業所

③始業点呼時等に乗務員に対し、安全目標を宣言させ、また、終業点呼時に達成状況の報告を受け、相互に検証を行いました。

実施期間:通年

- ・高齢者交通安全の日・・・毎月1日
- ・自転車交通安全の日・・・毎月15日
- ・飲酒運転根絶運動の日・・・毎月22日
- ・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動 10月1日～1月31日)
- ・冬道の安全運転123運動(12月1日～3月31日)

(2) 事故防止コンクール等の実施

- ①年間を通し有責事故ポイントの少ない営業所を表彰しました。
 - ・実沢営業所
- ②交通事故防止に努め、連続して100日間有責事故が無かった営業所を表彰しました。
 - ・七北田出張所(年度内2度達成)、白沢出張所、東仙台営業所
- ③春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない営業所を表彰しました。
 - ・春の事故防止コンクール第1位:白沢出張所・七北田出張所
 - ・秋の事故防止コンクール第1位:実沢営業所・白沢出張所・七北田出張所
 - ・年末の事故防止コンクール第1位:白沢出張所・七北田出張所
- ④宮城県、宮城県警察等主催の交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。
 - ・参加チーム22チーム

(3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

自動車事故を惹起した乗務員に対し、事故の再発防止を図るため、「自動車事故における原因分析及び教育・指導に関する要領」に基づき、事故の原因分析を行い、教育・指導を実施しました。

- ・受講者:10名

(4) エコドライブの取組み

- ①エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減、交通事故の未然防止を図りました。

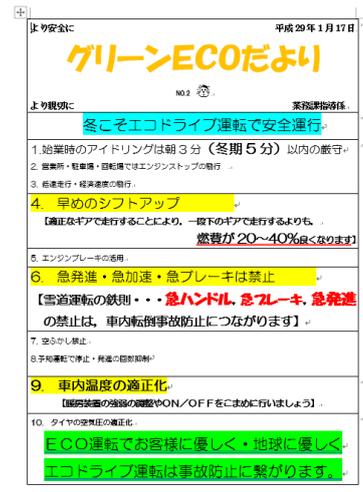
- ・推進強化月間:7月・1月
- ・エコドライブ推進強化日:毎月第一水曜日

- ②エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「グリーン eco だより」を発行しました。

- ・発行回数:2回

- ③営業所において、デジタルタコグラフの結果を活用し適切な助言をすることによりエコドライブの意識の高揚を図りました。

- ・実施期間:通年



(5) 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、運転適性診断を実施し、診断結果を乗務員指導に活用しました。

- ・初任診断:31件・一般診断:137名・適齢診断:17名・特定診断:3名

(6) 職員の健康管理

①健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。

・定期健康診断 511名 ・特定業務従事者(深夜業務従事者)の健康診断 301名

②各種検診の実施

人間ドックや各種がん検診等を保険者と連携して実施するとともに、バスの安全運行に資する「脳の健康診断については、自己負担金に対する助成制度を設けて受診促進を図りました。

③SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

④保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。

・産業医訪問 年2回 ・看護師訪問 月4回

⑤ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

(7) 営業所対抗接客・接客コンクールの実施

接客・接客と安心を与える運転の向上を図るため、営業所対抗の接客・接客コンクールを実施し、最優秀営業所を表彰しました。平成28年度より、委託事業所も対象として実施しました。

・実施期間:6月1日~30日 ・最優秀営業所:白沢出張所

(8) 運転コンテストの開催

プロドライバーとして基本運転の重要性を認識させることはもとより、事故の未然防止を目的とし、競技を通じて運転技術や安全意識の更なる向上を図るため実施しました。直営3営業所から選ばれた9名の乗務員が設定したコースを制限時間内(12分)に走行。審査員は基本運転やマイク案内等が正しく行われているか採点しました。

・実施日:12月2日



◆コンテスト表彰式後の記念写真

(9) 市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及びバス添乗モニターにより、乗務員の接客及び安心を与える運転の実施状況について、添乗調査を実施しました。

- ・添乗調査件数:4737件
- ・1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者:31名
- ・7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者:56名
- ・年間接客優秀職員表彰者:10名

(10) 路線巡回の実施及び情報提供

交通事故の未然防止を図る目的で、マナーアップ強化日及び冬期間等に、次のとおり実施しました。

- ・路線における危険箇所等の状況を確認し、危険箇所マップを作成
- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供
- ・災害発生時又は災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供

(11) 安全だより等の広報誌の発行

①具体的な取組目標を掲げ、交通事故防止を図る目的で安全だよりを発行しました。また、緊急な対応を要する場合について、安全速報を発行し周知徹底を図りました。

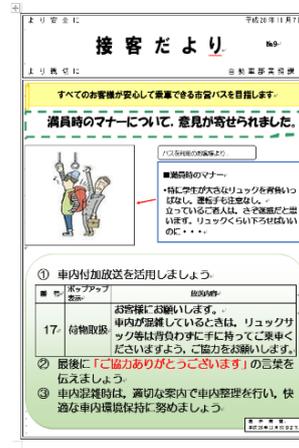
- ・発行回数:57回(号外含む)

②具体的な取組目標を掲げ、接客サービスの向上を図る目的で、接客だよりを発行しました。また、緊急な対応をする場合については、接客速報を発行し周知徹底を図りました。

- ・発行回数:20回

③事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を事故速報として発行し周知徹底を図りました。

- ・発行回数:47回



(12) バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

(13) バス停施設等の安全点検の実施

輸送の安全を確保するため、停留所上屋を全基点検し、修繕や撤去をしました。また、停留所標識の破損、汚損等の補修、修理、交換及び清掃作業を随時実施しました。

6. 輸送の安全に関する投資(決算見込み額)

(1) 車両更新に伴うノンステップ車両の導入 《車両購入 531,062 千円》

車両の更新に伴い、バリアフリーに対応した大型ノンステップ車両31両を購入しました。(うち中古車6両は次年度導入予定。)

(2) バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,053,208 千円》

法令に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、確実なバス車両の点検・整備を実施しました。

(3) 職員の健康管理 《健康診断等手数料 7,548 千円》

職員の健康状態を把握するため、定期健康診断や各種検診等を実施するとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査を実施しました。

(4) 運転適性診断 《受診料 568 千円》

乗務員の運転適性診断(初任診断・一般適診・適齢診断・特定診断)を実施しました。

(5) 教育及び研修 《講師料等 3,102 千円》

外部講師を招き、①健康に起因する事故の防止や危険予知トレーニングなど、危険を回避し安全運転をするための研修、②接客技術の向上のための研修、③内部監査に関する研修等を実施しました。

(6) ドライブレコーダーの脱着業務 《脱着費 3,258 千円》

廃車車両からドライブレコーダーを取外し、新規購入車両に設置しました。

IV自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告

(安全管理規程第22条関係)

1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は3件でした。

平成28年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	4月7日	下り坂にあるバス停留所において、乗降取扱い後に発車しようとして踏んでいたブレーキを離したところ、その際の動揺によりまだ着席していなかったお客様が、雨で濡れていた床でバランスを崩し、しりもちをつき負傷したものの。	第2条第3号
2	6月7日	バス停留所において、乗降取扱い後発車した際、乗車して来たお客様の着座がまだ完了していなかったため、発車の動揺によりバランスを崩したお客様が床に転倒し負傷したものの。	第2条第7号
3	10月23日	交差点において信号に従い右折をした際、安全確認を怠り、横断歩道を渡っていた男性歩行者に衝突し、頭部等に損傷を負わせたものの。	第2条第3号

○第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者(14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)を生じたもの

○第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号(11日以上医師の治療を要する障害を受けた者)に掲げる障害が生じたもの

2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は47件でした。

平成28年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	1	緩衝装置	0	付属装置	2
制動装置	0	動力伝達装置	11	電気装置	6
走行装置	1	原動機	22	車体	4

○第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部業務課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:kot050310@city.sendai.jp

【仙台市交通局ホームページ】

<https://www.kotsu.city.sendai.jp>